

第6回答申 参考資料（案）

- 答申1 第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を
定める権限の移譲 1
- 答申2 建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の
移譲 14
- 答申3 栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督
権限の移譲 20

第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲後				
イメージ図	<p>【第3種旅行者が募集型企画旅行を実施できる区域は限定的】</p> <p>○現行制度において、第3種旅行者登録の中小旅行者等（観光協会、NPOなどを含む）は、募集型企画旅行（※1）を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の観光資源を生かした、着地型旅行（※2）商品の企画・造成・販売に直接参入することができず、本道観光の魅力向上にとっても重要な課題となっている。</p> <table border="1" data-bbox="502 369 710 996"> <tr> <td>第3種旅行者の実施区域</td> <td> ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 観光庁長官の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 </td> </tr> </table> <p>※注1 「募集型企画旅行」とは、旅行者が、旅行者の募集のために、あらかじめ旅行の計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービス等の提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。</p> <p>※注2 「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れられる地域（着地側）が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。</p>	第3種旅行者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 観光庁長官の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域	<p>【道内において第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を緩和】</p> <p>○第3種旅行者の範囲のうち、「観光庁長官の定める区域」について、当該区域を定める権限を北海道知事に移譲することにより、道内の第3種旅行者の募集型企画旅行の実施区域を、北海道知事が本道観光の特性等に応じて緩和（拡大）できるようにする。</p> <table border="1" data-bbox="502 1030 710 2098"> <tr> <td>道内の第3種旅行者の実施区域</td> <td> ①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 北海道知事の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大 </td> </tr> </table> <p>◇道知事の裁量による区域拡大については、本道観光の特性等に加え、消費者保護や第2種旅行者との競合回避などの問題点を勘案の上、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内までの範囲が想定される。</p> <p>◇本道観光にとって期待できる効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光圏内の第3種旅行者の募集型企画旅行実施への参入機会の拡充 → 着地型旅行商品の充実による観光圏の魅力向上 → 滞在型観光の促進 ・近年増加傾向にある個人型旅行者に向けた着地型観光コンテンツの充実 → 地域への誘客促進 → 地域経済の活性化 	道内の第3種旅行者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 北海道知事の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大
第3種旅行者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 観光庁長官の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域					
道内の第3種旅行者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内 北海道知事の定める区域 ②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島 ③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域 ④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大					
法令制度	<p>○第3種旅行者が募集型企画旅行を実施できる区域は、「営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域」並びに「観光庁長官の定める区域」に限定されている。 <small>（旅行業法施行規則第1条の2第3号）</small></p> <p>○このうち「観光庁長官の定める区域」については、(1)及び(2)のいずれも満たした場合の、第3種旅行者の営業所の存する市町村と海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般定期航路事業で結ばれた市町村の区域となっている。 <small>（観光庁告示第6号[平成21年3月31日]）</small></p> <p>(1) これらの区域が同一の都道府県内又は隣接若しくは近接する都道府県内に存すること。 (2) これらの市町村の一方又は双方の市町村が本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島）のうち半島の地域又は離島（本土に付属する島）に存すること。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○道内においては、旅行業法施行規則第1条の2第3号の「観光庁長官の定める区域」を「北海道知事の定める区域」とする。</p> <p><旅行業法施行規則></p> <p>第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）</p>				

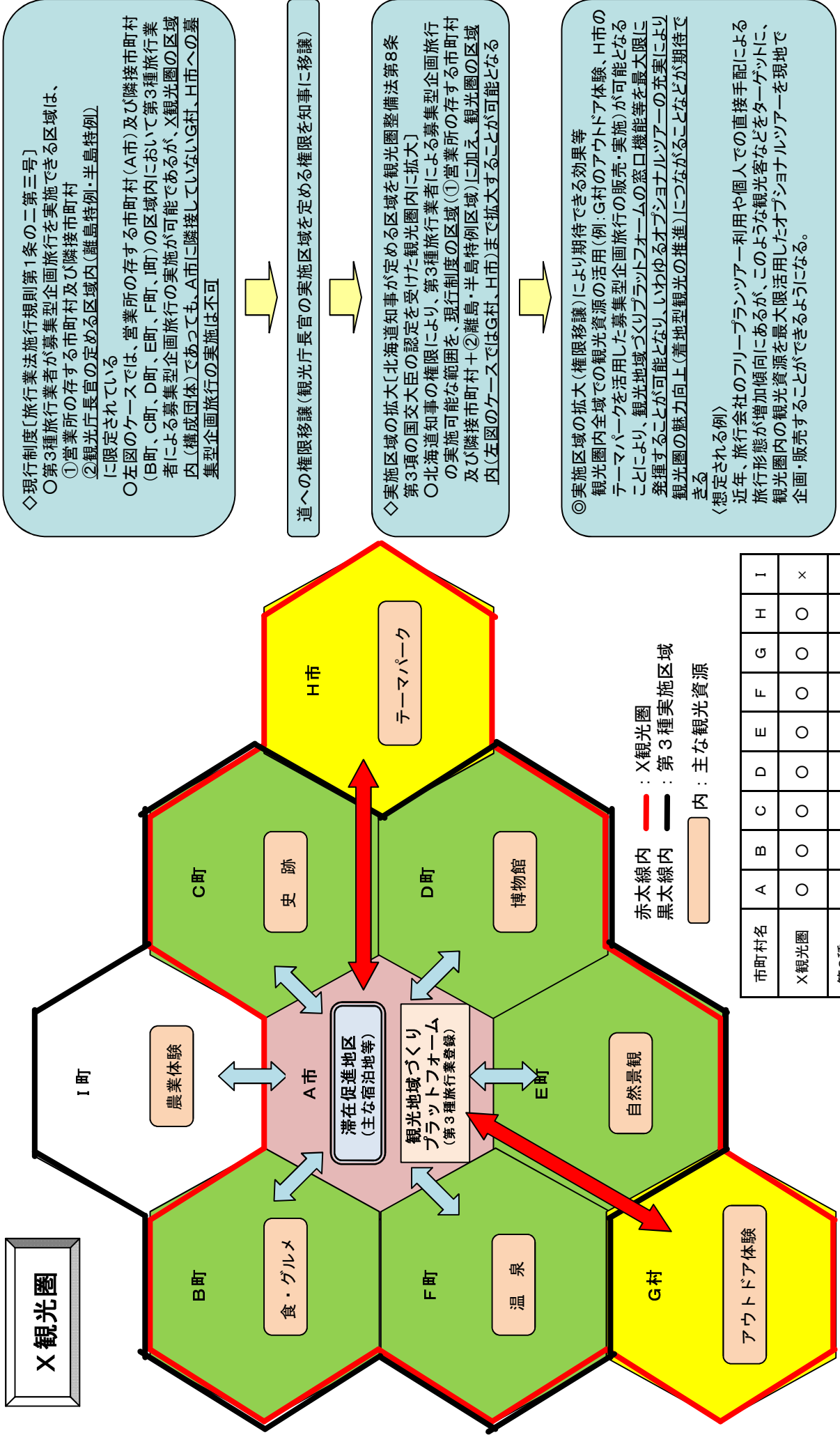
第3種旅行者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】

実施区域 区分		現行制度		実施区域緩和の度合		
		(営業所の存する市町村及び隣接市町村+観光庁長官が定める区域内(離島・半島特例))		小	大	大
区分	メリット	○消費者保護の面でリスクを最小限に抑えることができる ○第2種旅行者者との競合が生じる可能性が小さい	○消費者保護の面でリスクを一定程度の範囲内に抑えることができる ○第2種旅行者者とのある程度の棲み分けは可能 ○観光制度との整合が図れる(観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となる) ○観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)につながり得る(別紙イメージ図参照)	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズにある程度の対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売に参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズに最も的確に対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売により参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	<試案3> 道内全域
	デメリット	○広大な面積を有する本道の観光の魅力を十分に発揮できない(着地型観光の推進に十分につながらない) ○観光制度との整合が図れない(観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を十分に発揮させることができない)	○他の観光圏との連携など、圏外に及ぶ観光客ニーズには対応できない(例: 上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど) ○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズへの対応が十分とは言えない	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズにある程度の対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売に参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	○第2種旅行者者との競合が生じるおそれがある ○消費者保護の面でリスクの増大が確実 ○ブロックをまたぐ観光客ニーズには対応できない(例: 上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど) ○当該区域設定は合理的理由や法的な明確性に欠けた線引とならざるを得ない	○第2種旅行者者との競合が生じることは必至 ○消費者保護の面で重大なリスクが発生するおそれがある(事業者の弁済能力や営業保証金の範囲を超えるリスク発生のおそれ)
観光関係団体意見等	◆旅行業関係団体 現行の営業保証金額で責任やリスクを考えると、第3種の業務エリアは隣接市町村までが現実的	◆A観光圏協議会(第3種旅行者者) 現実的には観光圏内まで(実施区域拡大が)可能になれば良く、それにより観光圏のメリットも増える(実際に、募集型企画旅行を手がけているが、観光圏内で隣接していない町との旅行が組めないことがネック)	◆B観光圏協議会(第3種旅行者者) 「広域周遊」ニーズへの対応が課題となっており、お客様の立場で対策を検討すると、業務範囲拡大(全道まで区域拡大することがおお客様目線において合理的)が有効かつ高い利便性を有するものと考え	◆C観光圏協議会 道が権限移譲を受け、どこまで地域事情などを勘案するのか不明なことから、どちらとも言えない(当該団体は第2種旅行者者として登録)		

※道内4ブロック圏域は、道央(石狩、空知、後志、胆振、日高)、道南(渡島、檜山)、道北(上川、留萌、宗谷)、道東(十勝、網走、釧路、根室)を想定

※観光地域づくりプラットフォーム：地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外にむかって販売するための窓口組織

観光圏と第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】



◇現行制度〔旅行業法施行規則第1条の二第三号〕
 ○第3種旅行者が募集型企画旅行を実施できる区域は、
 ①営業所の存する市町村及び隣接市町村
 ②観光庁長官の定める区域内(離島特例・半島特例)に限定されている
 ○左図のケースでは、営業所の存する市町村(A市)及び隣接市町村(B町、C町、D町、E町、F町、I町)の区域内において第3種旅行者による募集型企画旅行の実施が可能であるが、X観光圏の区域内(構成団体)であっても、A市に隣接していないG村、H市への募集型企画旅行の実施は不可

道への権限移譲(観光庁長官の実施区域を定める権限を知事に移譲)

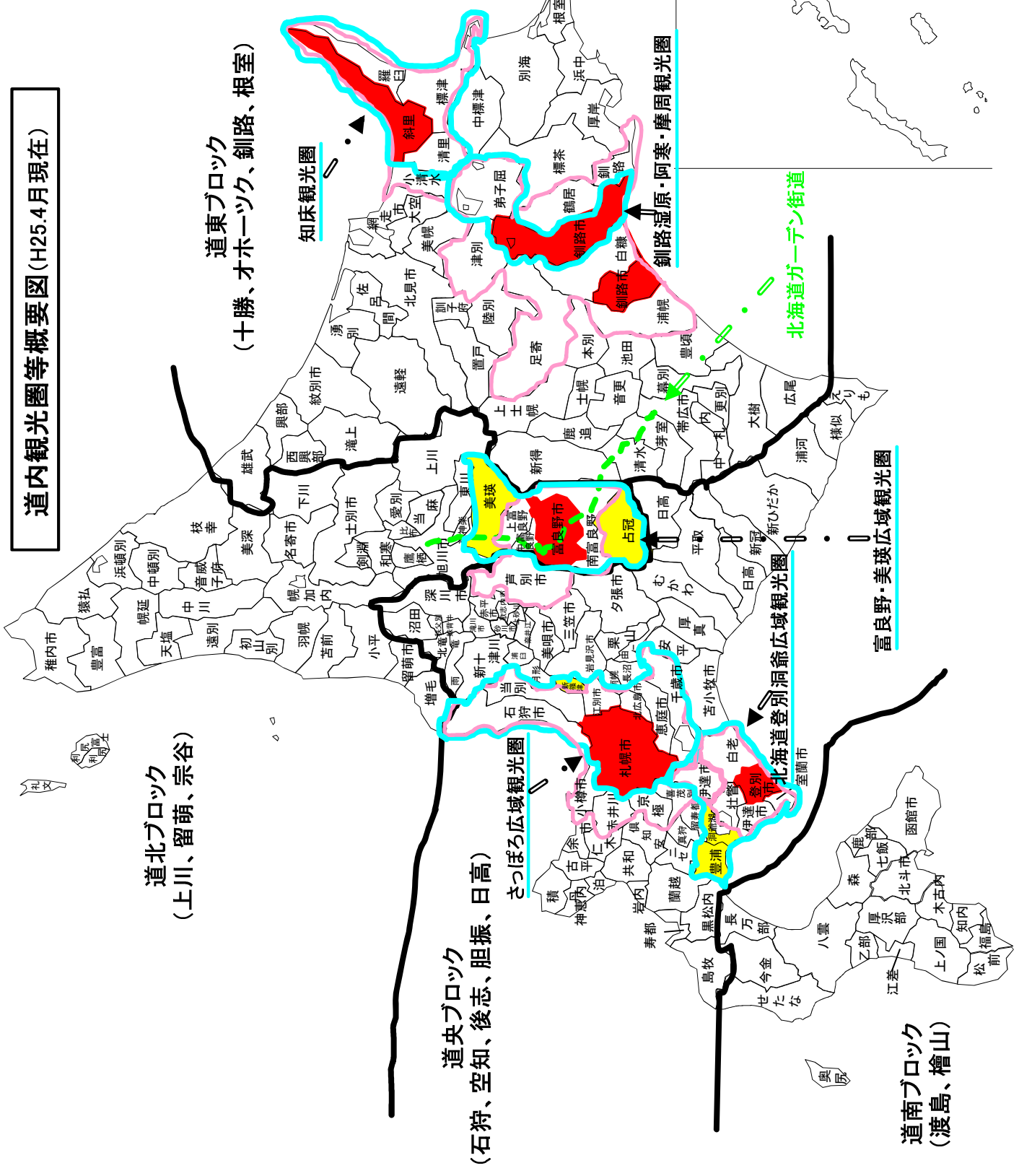
◇実施区域の拡大〔北海道知事が定める区域を観光圏整備法第8条第3項の国交大臣の認定を受けた観光圏内に拡大〕
 ○北海道知事の権限により、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施可能な範囲を、現行制度の区域(①営業所の存する市町村及び隣接市町村+②離島・半島特例区域)に加え、観光圏の区域内(左図のケースではG村、H市)まで拡大することが可能となる

◎実施区域の拡大(権限移譲)により期待できる効果等
 観光圏内全域での観光資源の活用(例:G村のアウトドア体験、H市のテーマパークを活用した募集型企画旅行の販売・実施)が可能となることにより、観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となり、いわゆるオプショナルツアーの充実により観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)につながるなどが期待できる
 (想定される例)
 近年、旅行会社のフリープランツアー利用や個人での直接手配による旅行形態が増加傾向にあるが、このような観光客などをターゲットに、観光圏内の観光資源を最大限活用したオプショナルツアーを現地で企画・販売することができるようになる。

市町村名	A	B	C	D	E	F	G	H	I
X観光圏	○	○	○	○	○	○	○	○	×
第3種実施区域(現行)	○	○	○	○	○	○	×	×	○

道内観光圏等概要図(H25.4月現在)

凡例	観光圏区域
■	観光圏協議会事務局所在地
■	第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域(上記事務局所在地の隣接市町村)
■	第3種旅行者の募集型企画旅行の実施区域拡大(観光圏内において事務局所在地と隣接しない市町村)



旅行業登録制度の概要

1 旅行業の登録

旅行業法では ①報酬を得て ②旅行業務を取り扱い ③事業として行う者は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

※旅行業務とは…運送・宿泊サービスの代理・媒介等をする事

[旅行業務に該当しない事例]

- 運送・宿泊以外のサービスののみを旅行者に提供するもの（プレイガイド、ガイド等）
- 運送事業者が行う日帰旅行
- 運送機関の代理人として発券する業務のみを行う場合（航空運送代理店、バス等回数券販売所）
…など

2 旅行業の種別等

種別		区分	登録行政庁 〔申請先〕	業務範囲			登録要件			
				企画旅行（注1）		手配 旅行 （注2）	営業 保証金 （注3）	基準資産	旅行業務取扱 管理者の選任	
				募集型						受注型
				海外	国内					
旅 行 業 者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 (1400万)	3000万	必要	
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 (220万)	700万	必要	
	第3種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市 町村等)	○	○	300万 (60万)	300万	必要	
	地域限定 (H25.4.1 新設)	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	△ (隣接市 町村等)	100万 (20万)	100万	必要	
旅行業者代理業		主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	旅行業者から委託された業務			不要	—	必要		

(注1)「企画旅行」とは、旅行業者が、あらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。

- 募集型企画旅行…旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの
- 受注型企画旅行…旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの

(注2)「手配旅行」とは、旅行業者が、旅行者の依頼により、旅行者が運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることができるように、旅行者のために代理、媒介又は取次をする契約。

(注3)旅行業者が、旅行業協会に加入している場合は、営業保証金（上段）の5分の1の金額（下段）を弁済業務保証金分担金として協会に納付することにより、営業保証金の供託が不要。

第3種旅行者の業務範囲の拡大

○ 観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による旅行者商品の創出を促進することが必要であり、中小旅行者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするための規制緩和を段階的に実施。

平成19年5月12日～

第3種旅行者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能

① 催行区域の限定

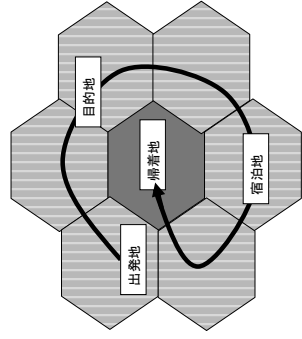
営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣（現行：観光庁長官）の定める区域内での実施

② 旅行代金の当日払い

申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の收受を行わないもの

営業保証金300万円、基準資産額300万円で参入が可能に

催行区域のイメージ



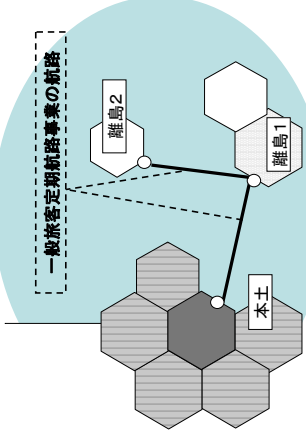
…自らの営業所の存する市町村

…自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

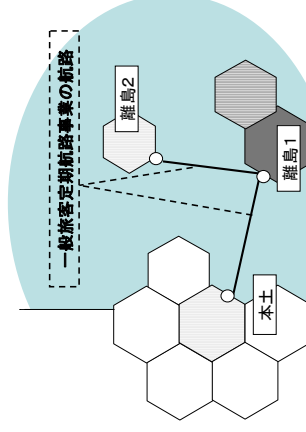
…観光庁長官の定める区域となる市町村

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合



② 離島に営業所がある場合

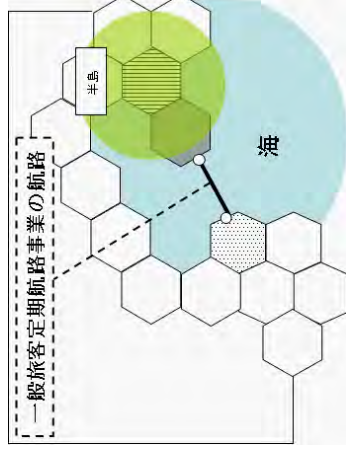


平成21年3月31日～

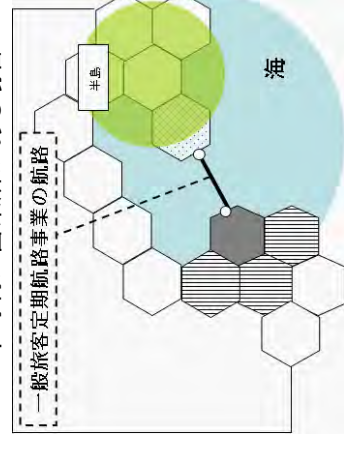
催行区域を一定の半島地域にまで拡大

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合



② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合



国内外からの観光客が2泊3日以上滞り型観光をできるような観光エリアの整備を促進するための「観光圏整備法」を制定。
 成立：平成20年5月16日(全会一致) 施行：同年7月23日

基本方針(平成24年12月27日改正) (国が策定)

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定。

- ・滞在交流型観光の振興を図るため、地域における固有の資源を有する複数の観光地域が相互に戦略的に取組を促進(観光圏を形成)。
- ・「地域の一体性を確保した観光地域づくり」、「実施主体間の連携」、「圏域内の滞在・回遊」、「地域住民の観光地域づくりへの参画」を促進。



観光圏整備計画 (地方自治体が策定)

「**観光圏整備事業**」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

情報提供の充実 ・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等	宿泊の魅力向上 ・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等	体験交流メニューの充実 ・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招請等	観光案内の充実 ・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等	滞在を促進するイベントの実施 ・滞在を促進する早朝・夜間の新たなイベントの企画・実施等
---	---	--	--	---

観光圏整備実施計画 (協議会が策定)

事業者が共同して観光圏整備事業を実施するための計画を作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

大臣認定

国による総合的支援

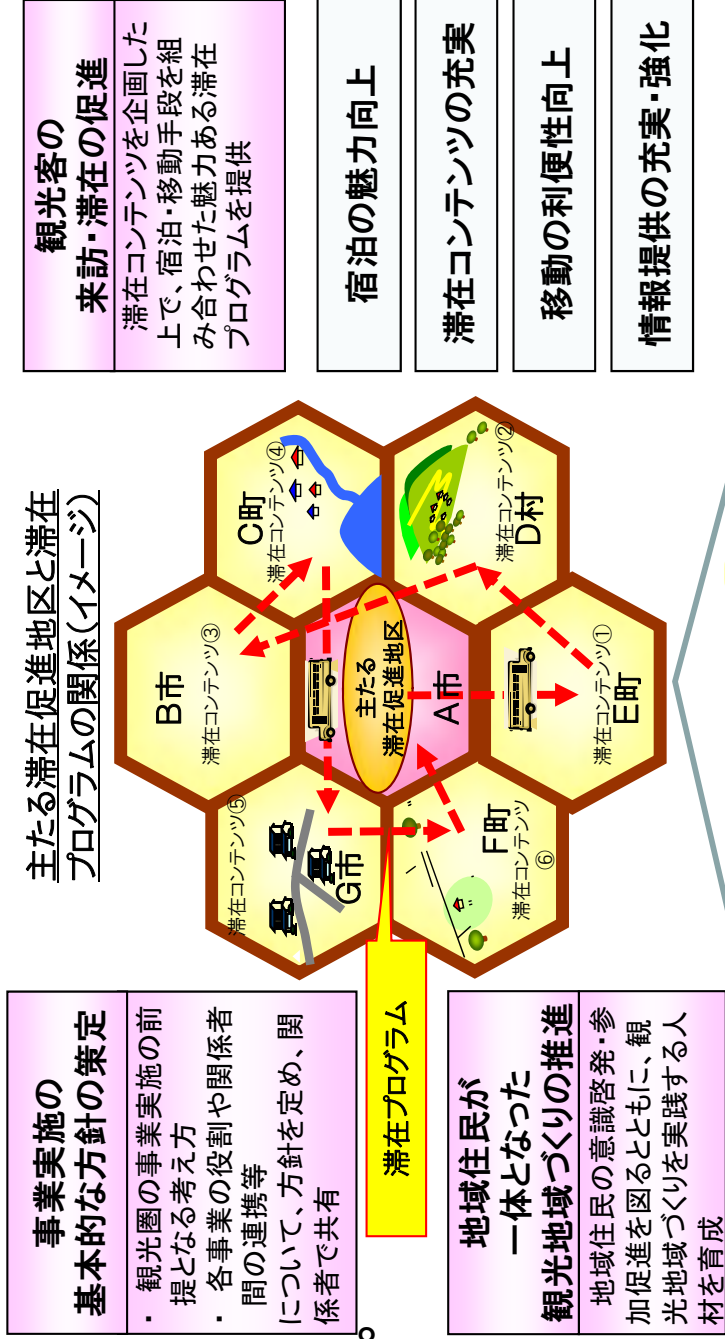
- ・宿泊施設が実施する旅行者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例
- ・国による必要な助言、指導その他の援助等

地域の活性化を通じた観光立国の実現

観光圏の整備による滞在交流型観光の推進

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞り、滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進している。

観光圏整備のイメージ

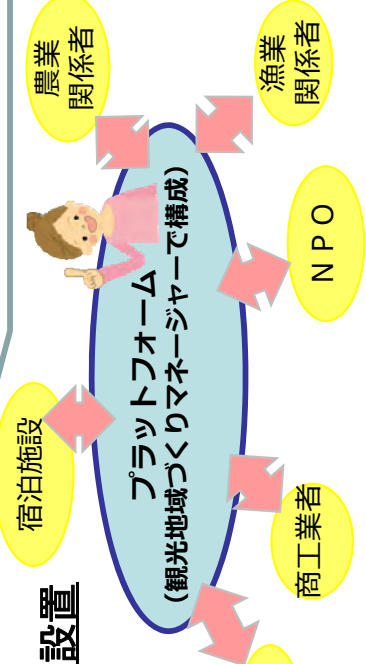


観光圏整備に対する支援

- **旅行業法の特例**
ホテル・旅館による旅行者代理業の特例
⇒ 宿による宿泊客への滞在プログラムの販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大
- **農山漁村活性化法の特例**
観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
⇒ 農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在コンテンツの充実
- **社会資本整備についての配慮**
社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
⇒ ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上
- **その他の支援**
 - ・ 共通乗車船券
 - ・ 認定観光圏案内所
 - ・ 国際観光ホテル整備法等の特例

観光地域づくりプラットフォームの設置

- ・ 観光地域づくりプラットフォーム(法人)により、観光圏整備事業をマネジメントする体制を構築する必要
- ・ 観光地域づくりプラットフォームは、複数の観光地域づくりマネージャーで構成される

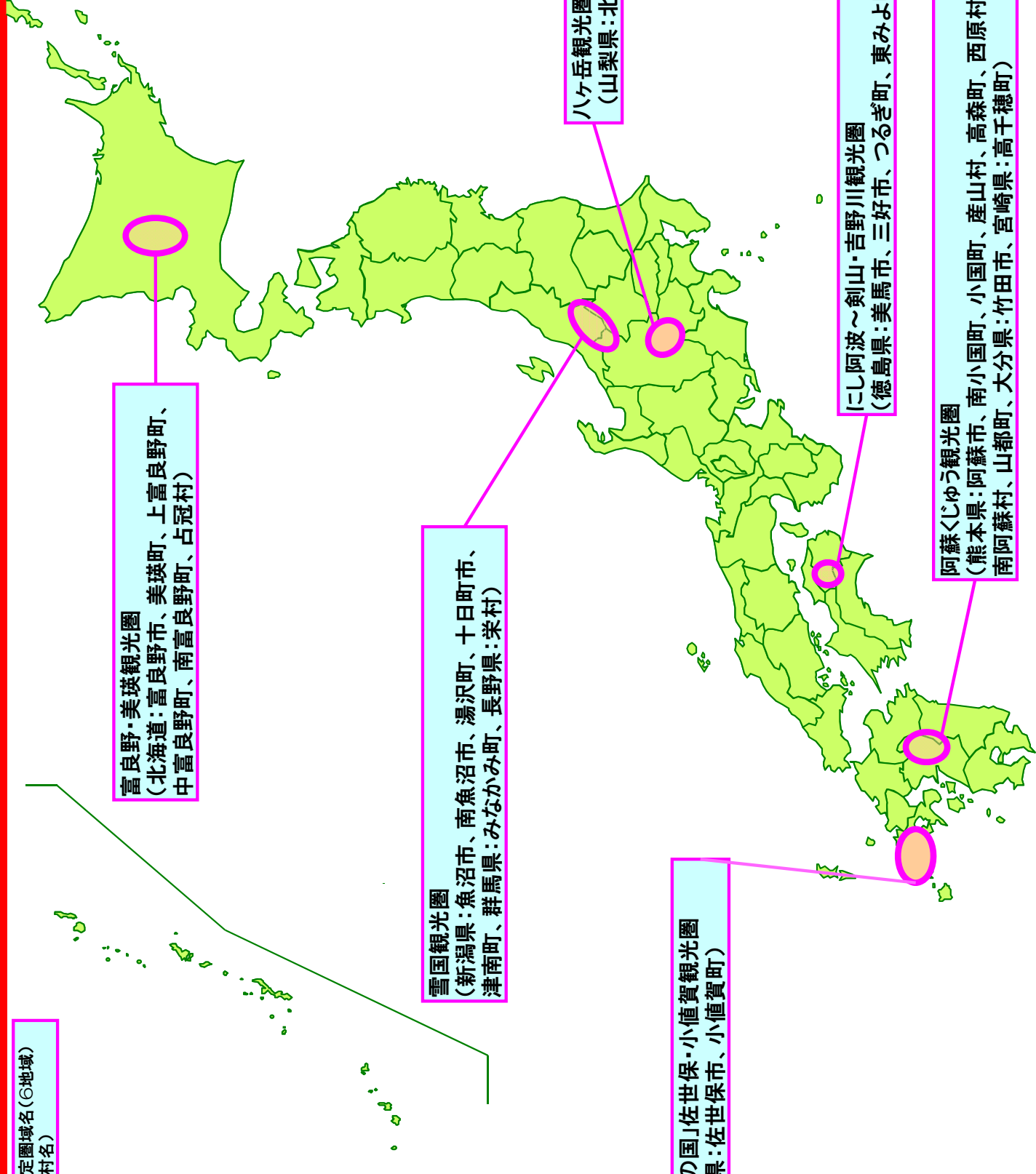


- **観光地域づくりプラットフォームの役割**
 - 観光地域づくり実施基本方針の策定
 - 旅行者等市場に対する一元的な対応を行う体制の構築
 - 各事業の管理及び評価
 - 各事業の連携に係る関係者間の調整
- 上記の役割を果たすために必要な知識と経験を有すること

新規観光圏整備実施計画認定地域（6地域）

（平成25年4月1日現在）

25年度認定圏域名（6地域）
（対象市町村名）



富良野・美瑛観光圏
（北海道：富良野市、美瑛町、上富良野町、
中富良野町、南富良野町、占冠村）

雪国観光圏
（新潟県：魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、
津南町、群馬県：みなかみ町、長野県：栄村）

八ヶ岳観光圏
（山梨県：北杜市、長野県：富士見町、原村）

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏
（長崎県：佐世保市、小値賀町）

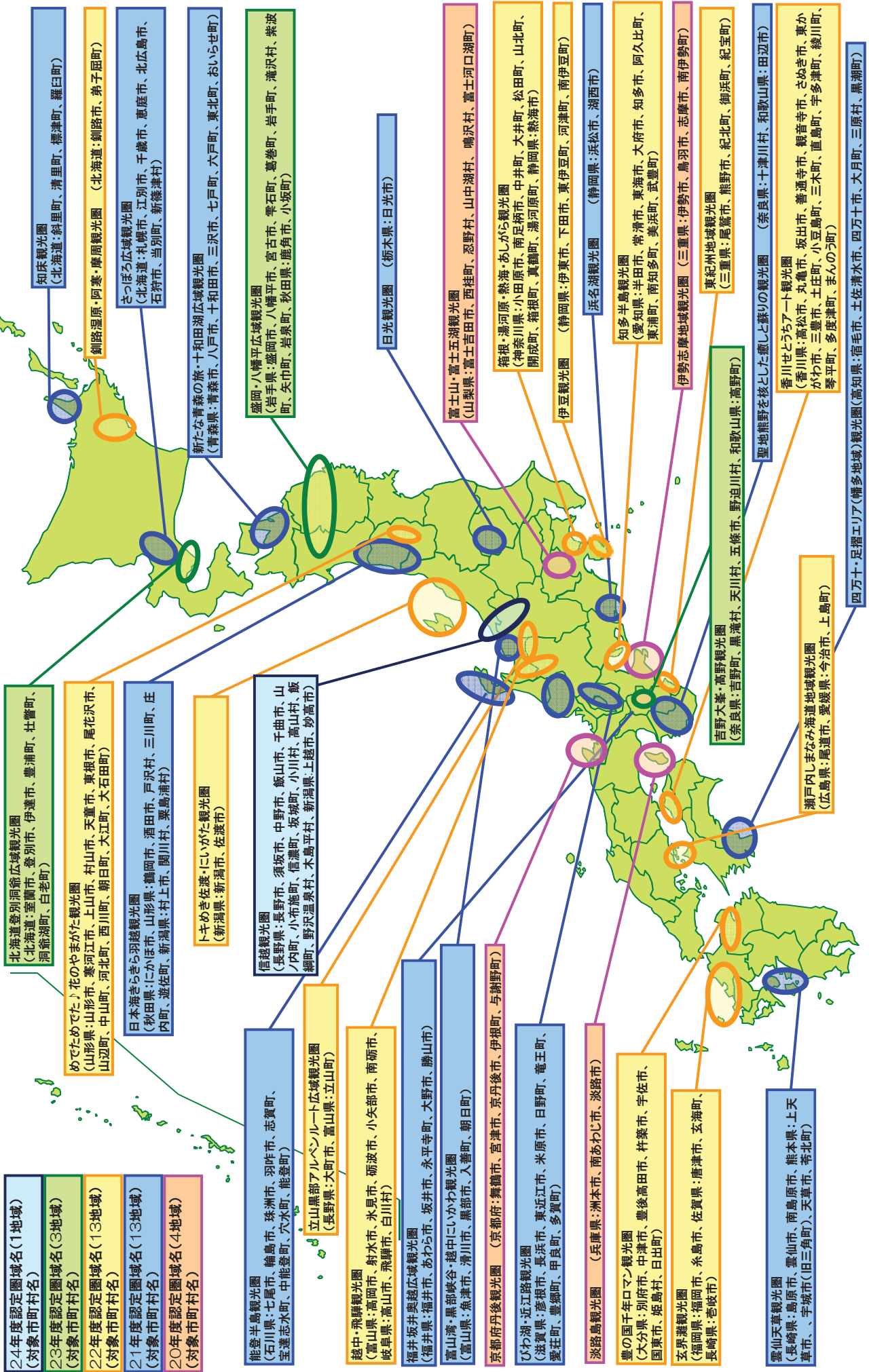
にし阿波～剣山・吉野川観光圏
（徳島県：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）

阿蘇くじゅう観光圏
（熊本県：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、
南阿蘇村、山都町、大分県：竹田市、宮崎県：高千穂町）



(平成25年4月1日現在)

旧基本方針に基づく観光圏整備実施計画認定地域(34地域)



関係法令

以下、各関係法令の関連箇所を抜粋。

■旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

五～六 （略）

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

■旅行業法施行令（昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号）

（都道府県が処理する事務）

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二條の十五第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

■旅行業法施行規則（昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号）

（業務の範囲）

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

- 一 第一種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項 の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））
- 二 第二種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）
- 三 第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）
- 四 地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律【 観光圏整備法 】 （平成二十年五月二十三日法律第三十九号）

（定義）

第二条 この法律において「観光圏」とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。

2 この法律において「滞在促進地区」とは、観光旅客の滞在を促進するため、次項第一号に掲げる事業及びこれに必要な同項第五号に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいう。

3 この法律において「観光圏整備事業」とは、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業であって、次に掲げるものをいう。

- 一 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
- 二 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
- 三 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業
- 四 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業
- 五 前各号の事業に必要な施設の整備に関する事業
- 六 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

（基本方針）

第三条 主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（観光圏整備計画）

第四条 市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。

(観光圏整備事業の実施)

第七条 第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

(観光圏整備実施計画の認定)

第八条 観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。
- 四 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。
- 五 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

建築基準法に基づく構造方法等の認定<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲後																																						
イメージ図	<p>■評価申請から認定までの流れ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業者</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【性能評価】 北方建築総合 研究所(旭川市)</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【認定】 国土交通省 (東京都)</div> </div>	<p>■評価申請から認定までの流れ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業者</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【性能評価】 北方建築総合 研究所(旭川市)</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【認定】 国土交通省 (東京都)</div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【認定】 北海道</div> </div>																																						
法令制度	<p>北方建築総合研究所が行っている性能評価業務は、建築基準法等の規定に基づき、国土交通大臣が認定事務を行っている。</p> <p>【参考：北方建築総合研究所が行っている性能評価業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 45%;">関係法令</th> <th style="width: 40%;">項目(対象部材)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">防耐火構造及び防火設備</td> <td>法第2条第7号</td> <td>耐火構造(耐力壁、非耐力壁)</td> </tr> <tr> <td>法第2条第7号の2</td> <td>準耐火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)</td> </tr> <tr> <td>法第2条第8号</td> <td>防火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)</td> </tr> <tr> <td>法第2条第9号の2口</td> <td>耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能</td> </tr> <tr> <td>法第23条</td> <td>準防火構造(耐力壁、非耐力壁)</td> </tr> <tr> <td>法第64条</td> <td>準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能</td> </tr> <tr> <td>令第112条第1項</td> <td>特定防火設備の遮炎性能</td> </tr> <tr> <td>令第114条第5項</td> <td>準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2の2第1項第1号</td> <td>耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無(耐力壁、非耐力壁、軒裏)</td> </tr> <tr> <td>令第115条の2の2第1項第4号ハ</td> <td>耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひざしの遮炎性能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防火材料</td> <td>法第2条第9号</td> <td>不燃材料</td> </tr> <tr> <td>令第1条第5号</td> <td>準不燃材料</td> </tr> <tr> <td>令第1条第6号</td> <td>難燃材料</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ホルムアルデヒド発散建筑材料</td> <td>令第20条の7第2項</td> <td>建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.02mg/m³・h<発散速度 ≤ 0.12mg/m³・h</td> </tr> <tr> <td>令第20条の7第3項</td> <td>建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/m³・h<発散速度 ≤ 0.02mg/m³・h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令第20条の7第4項</td> <td>建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 発散速度 ≤ 0.005mg/m³・h</td> </tr> </tbody> </table>	種類	関係法令	項目(対象部材)	防耐火構造及び防火設備	法第2条第7号	耐火構造(耐力壁、非耐力壁)	法第2条第7号の2	準耐火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)	法第2条第8号	防火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)	法第2条第9号の2口	耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能	法第23条	準防火構造(耐力壁、非耐力壁)	法第64条	準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能	令第112条第1項	特定防火設備の遮炎性能	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能	令第115条の2の2第1項第1号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無(耐力壁、非耐力壁、軒裏)	令第115条の2の2第1項第4号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひざしの遮炎性能	防火材料	法第2条第9号	不燃材料	令第1条第5号	準不燃材料	令第1条第6号	難燃材料	ホルムアルデヒド発散建筑材料	令第20条の7第2項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.02mg/m ³ ・h<発散速度 ≤ 0.12mg/m ³ ・h	令第20条の7第3項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/m ³ ・h<発散速度 ≤ 0.02mg/m ³ ・h	令第20条の7第4項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 発散速度 ≤ 0.005mg/m ³ ・h	<p>道州制特区推進法において、北海道が道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以降は、北海道内に所在する性能評価機関が行う性能評価業務の範囲に限り、北海道知事が認定事務を行うことができることとする。</p>
種類	関係法令	項目(対象部材)																																						
防耐火構造及び防火設備	法第2条第7号	耐火構造(耐力壁、非耐力壁)																																						
	法第2条第7号の2	準耐火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)																																						
	法第2条第8号	防火構造(耐力壁、非耐力壁、軒裏)																																						
	法第2条第9号の2口	耐火建築物の防火設備に係る遮炎性能																																						
	法第23条	準防火構造(耐力壁、非耐力壁)																																						
	法第64条	準防火地域の防火設備に係る準遮炎性能																																						
	令第112条第1項	特定防火設備の遮炎性能																																						
	令第114条第5項	準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能																																						
	令第115条の2の2第1項第1号	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の加熱後の変形の有無(耐力壁、非耐力壁、軒裏)																																						
	令第115条の2の2第1項第4号ハ	耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひざしの遮炎性能																																						
防火材料	法第2条第9号	不燃材料																																						
	令第1条第5号	準不燃材料																																						
	令第1条第6号	難燃材料																																						
ホルムアルデヒド発散建筑材料	令第20条の7第2項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.02mg/m ³ ・h<発散速度 ≤ 0.12mg/m ³ ・h																																						
	令第20条の7第3項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/m ³ ・h<発散速度 ≤ 0.02mg/m ³ ・h																																						
	令第20条の7第4項	建筑材料からのホルムアルデヒドの発散速度 発散速度 ≤ 0.005mg/m ³ ・h																																						

※「関係法令」欄：法～建築基準法、令～建築基準法施行令

建築基準法に基づく構造方法等の認定権限と性能評価業務について

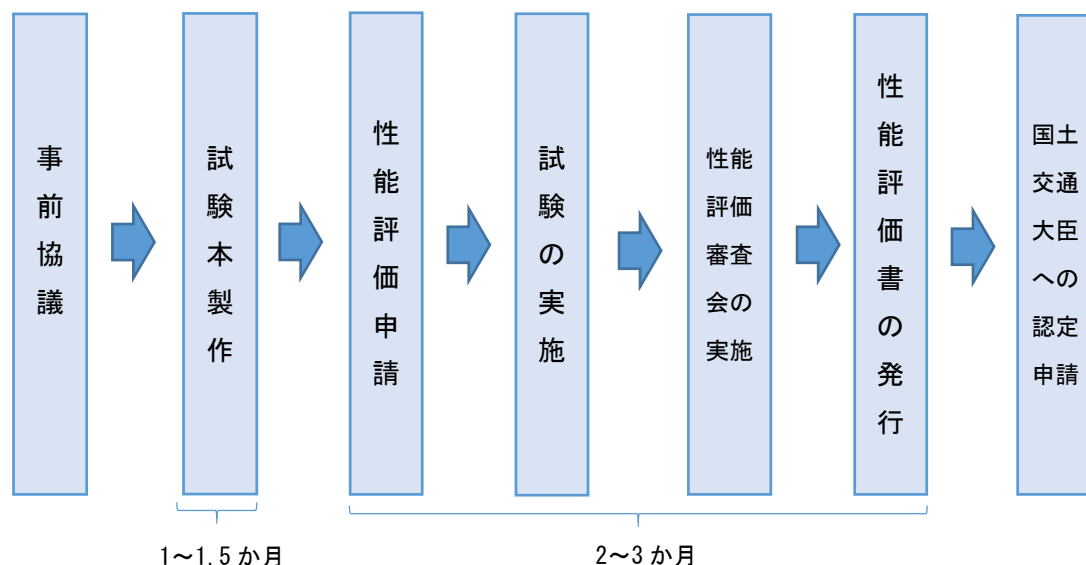
移譲を求める権限

特殊な構造方法を用いた建築物や、新しく開発された材料、設備等の中には、建築基準法令に定められた一般的な基準ではなく、高度な方法を用いて性能を検証するものがある。このような場合に対応するため、国土交通大臣が建築物の構造方法等を認定する制度が設けられている。この国土交通大臣の認定権限を北海道知事に移譲する。

性能評価業務について

- 性能評価業務とは、建築物の構造方法等について国土交通大臣の認定を受けるために必要となる事前の審査業務をいう。
- 性能評価業務を行うことができるのは、国土交通大臣の指定を受けた法人（指定性能評価機関）に限られる。
- 指定性能評価機関は、現在、全国に26の法人がある。
北海道内は1法人（地方独立行政法人 北海道立総合研究機構）のみ。

性能評価業務の標準的な流れ



【国土交通省ホームページより】

別紙1

法人の名称	指定時期	法人の連絡先	指定の理由
一般財団法人 日本建築センター	平成12年6月16日	東京都千代田区神田錦町1丁目9番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 建材試験センター	平成12年6月16日	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番4号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 ベタリービング	平成12年6月16日	東京都千代田区富士見2-7-2	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本建築総合試験所	平成12年6月29日	大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本建築設備・昇降センター	平成12年11月1日	東京都港区西新橋1-15-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 日本鉄骨評価センター	平成12年10月20日	東京都千代田区岩本町1-3-3	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 小林理学研究所	平成12年12月4日	東京都国分寺市東元町3丁目20番41号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
日本ERI 株式会社	平成17年3月31日	東京都港区赤坂8-5-26	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 都市居住評価センター	平成14年5月13日	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本塗料検査協会	平成15年3月14日	東京都渋谷区恵比寿3-12-8	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 ポーケン品質評価機構	平成15年4月4日	大阪府大阪市中央区上町1丁目18番15号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 化学物質評価研究機構	平成15年4月4日	東京都文京区後楽1-4-25	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 東海技術センター	平成15年6月3日	愛知県名古屋市長区猪子石二丁目710番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
ハウスプラス確認検査株式会社	平成15年7月8日	東京都港区芝5-33-7	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 東京建築検査機構	平成16年3月16日	東京都中央区東日本橋1-1-4	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
ビューローペリタスジャパン 株式会社	平成16年10月18日	神奈川県横浜市中央区山下町1番地	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本建築防災協会	平成16年10月18日	東京都港区虎ノ門2-3-20	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本免震構造協会	平成16年12月24日	東京都渋谷区神宮前2丁目3番18号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 確認サービス	平成17年7月12日	愛知県名古屋市中区栄四丁目3番26号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 日本模構造協会	平成19年2月26日	東京都港区虎ノ門 1-13-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 国際確認検査センター	平成19年2月26日	大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
株式会社 全国鉄骨評価機構	平成20年4月1日	東京都中央区日本橋兜町21-7	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	平成20年12月10日	東京都江東区新砂3-4-2	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
地方独立行政法人北海道立総合研究機構	平成22年6月30日	札幌市中央区北19条西11丁目1番地9	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター	平成22年12月20日	東京都渋谷区渋谷2-17-5	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため
一般財団法人 さいたま住宅検査センター	平成25年1月16日	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号	建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の38に基づき基準に適合しているため

関係法令

以下、関係法令の関連箇所を抜粋。

■建築基準法

(指定認定機関等による認定等の実施)

第六十八条の二十五 国土交通大臣は、第七十七条の三十六から第七十七条の三十九までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合認定又は第六十八条の十一第一項若しくは第六十八条の二十三第一項の規定による認証、第六十八条の十四第一項（第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の認証の更新及び第六十八条の十一第三項（第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示（以下「認定等」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う認定等を行わないものとする。

3 国土交通大臣は、第七十七条の五十四の規定の定めるところにより承認する者に、認定等（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

(構造方法等の認定)

第六十八条の二十六 構造方法等の認定（前三章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき国土交通大臣がする構造方法、建築材料又はプログラムに係る認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

2 国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たっては、審査に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価（以下この条において単に「評価」という。）に基づきこれを行うものとする。

3 国土交通大臣は、第七十七条の五十六の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

4 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。

5 国土交通大臣が第三項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法、建築材料又はプログラムの性能に関する評価書（以下この条において「性能評価書」という。）を第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

6～7 （略）

（中略）

第四節 指定認定機関等

(指定)

第七十七条の三十六 第六十八条の二十五第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、認定等を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 前項の申請は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める区分に従い、認定等の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第七十七条の三十七 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一～五 (略)

(指定の基準)

第七十七条の三十八 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(第七十七条の四十二第一項の認定員を含む。第三号において同じ。)、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七条の二十第五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)	第七十七条の三十九
(業務区域の変更)	第七十七条の四十
(指定の更新)	第七十七条の四十一
(認定員)	第七十七条の四十二
(秘密保持義務等)	第七十七条の四十三
(認定等の義務)	第七十七条の四十四
(認定等業務規程)	第七十七条の四十五
(帳簿の備付け等)	第七十七条の四十七
(監督命令)	第七十七条の四十八
(報告、検査等)	第七十七条の四十九
(認定等の業務の休廃止等)	第七十七条の五十
(指定の取消し等)	第七十七条の五十一
(国土交通大臣による認定等の実施)	第七十七条の五十二
(審査請求)	第七十七条の五十三
(承認)	第七十七条の五十四
(承認の取消し等)	第七十七条の五十五

条文省略

第五節 指定性能評価機関等

(指定性能評価機関)

第七十七条の五十六 第六十八条の二十六第三項（第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定は、第六十八条の二十六第三項の評価（以下「性能評価」という。）を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十六第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行った性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

■建築基準法施行規則

(構造方法等の認定の申請)

第十条の五の二十一 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、別記第五十号の十一様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 構造方法、建築材料又はプログラム（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書
- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果、検査の方法その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合にあつては、当該構造方法等の実物又は試験体その他これらに類するもの（次項において「実物等」という。）の提出を求めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、法第七十七条の五十六第二項 に規定する指定性能評価機関（以下単に「指定性能評価機関」という。）又は法第七十七条の五十七第二項 に規定する承認性能評価機関（以下単に「承認性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第一項 の申請書に添える場合にあつては、同項 各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後																																																																																																																																				
<p>権限の内容</p>	<p>【道は指定事務等に一定の関与を行っているが、指定・監督は国の権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したバブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだ。 ○ このことから、道州制特別区域推進法の制定により既に道に移譲されている「調理師養成施設の指定に関する事務」との関連性から、「栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督権限」についても、検討の結果、道への移譲を求めることとする。 	<p>【栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督権限を道民に身近な道に移譲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣が行ってきた栄養士・管理栄養士の養成施設の指定・監督等については、北海道知事が行うこととなり、それに伴い、北海道知事が行ってきた一定の関与（申請・届出に係る道知事の経由及び意見の添付）は必要なくなる。 ○ 全国一律の資格水準の維持といった観点から、栄養士・管理栄養士の養成施設の指定基準（令第10、11条）については、移譲を求めず、従前どおり、国が定める基準に従って指定事務等を行う。 																																																																																																																																				
	<p>【※法：栄養士法 令：栄養士法施行令】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>内容</th> <th>法</th> <th>令</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>栄養士養成施設の指定</td> <td>法第2条第1項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>管理栄養士養成施設の指定</td> <td>法第5条の3第4号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>指定養成施設の指定の申請</td> <td>令第9条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>栄養士養成施設の指定の基準</td> <td>令第10条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>管理栄養士養成施設の指定の基準</td> <td>令第11条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>指定養成施設の内容変更の承認</td> <td>令第12条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>指定養成施設の学生数等の届出</td> <td>令第13条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>指定養成施設の名称等の変更の届出</td> <td>令第14条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>指定養成施設の廃止等の届出</td> <td>令第15条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>指定養成施設の指定の取消</td> <td>令第16条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">道へ移譲</p>	No.	内容	法	令	国	道	1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項				2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号				3	指定養成施設の指定の申請	令第9条				4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条				5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条				6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条				7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条				8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条				9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条				10	指定養成施設の指定の取消	令第16条				<p>【※法：栄養士法 令：栄養士法施行令】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>内容</th> <th>法</th> <th>令</th> <th>国</th> <th>道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>栄養士養成施設の指定</td> <td>法第2条第1項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>管理栄養士養成施設の指定</td> <td>法第5条の3第4号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>指定養成施設の指定の申請</td> <td>令第9条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>栄養士養成施設の指定の基準</td> <td>令第10条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>管理栄養士養成施設の指定の基準</td> <td>令第11条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>指定養成施設の内容変更の承認</td> <td>令第12条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>指定養成施設の学生数等の届出</td> <td>令第13条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>指定養成施設の名称等の変更の届出</td> <td>令第14条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>指定養成施設の廃止等の届出</td> <td>令第15条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>指定養成施設の指定の取消</td> <td>令第16条</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">道へ移譲</p>	No.	内容	法	令	国	道	1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項				2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号				3	指定養成施設の指定の申請	令第9条				4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条				5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条				6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条				7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条				8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条				9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条				10	指定養成施設の指定の取消	令第16条			
No.	内容	法	令	国	道																																																																																																																																	
1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項																																																																																																																																				
2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号																																																																																																																																				
3	指定養成施設の指定の申請	令第9条																																																																																																																																				
4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条																																																																																																																																				
5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条																																																																																																																																				
6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条																																																																																																																																				
7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条																																																																																																																																				
8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条																																																																																																																																				
9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条																																																																																																																																				
10	指定養成施設の指定の取消	令第16条																																																																																																																																				
No.	内容	法	令	国	道																																																																																																																																	
1	栄養士養成施設の指定	法第2条第1項																																																																																																																																				
2	管理栄養士養成施設の指定	法第5条の3第4号																																																																																																																																				
3	指定養成施設の指定の申請	令第9条																																																																																																																																				
4	栄養士養成施設の指定の基準	令第10条																																																																																																																																				
5	管理栄養士養成施設の指定の基準	令第11条																																																																																																																																				
6	指定養成施設の内容変更の承認	令第12条																																																																																																																																				
7	指定養成施設の学生数等の届出	令第13条																																																																																																																																				
8	指定養成施設の名称等の変更の届出	令第14条																																																																																																																																				
9	指定養成施設の廃止等の届出	令第15条																																																																																																																																				
10	指定養成施設の指定の取消	令第16条																																																																																																																																				
	<p>○ 指定事務に当たっては、道においても現地を調査の上、意見を付すなど、地域事情等を熟知し、申請者により身近な立場で一定の関与を行っていたが、最終的な指定権限は有していなかった。</p>	<p>○ 国の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（H25.12.20閣議決定）において、地方へ移譲するものとされた30余の各種資格者の養成施設の指定・監督等の事務・権限と併せて、道民の健康づくりを担う「栄養士・管理栄養士」の養成施設の指定・監督等についても、より道民に身近な道に事務・権限が一元化されることで、申請者の利便性や本道の自主性・自立性の向上につながるものと期待できる。</p>																																																																																																																																				

区分	現行	権限移譲等後
法令制度 法第111条の2（専修学校等）	<第1項の専修学校等に関する事項は、厚生労働大臣の指定した専修学校の設置者及び専修学校の設置者が当該専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。> ■第2項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 ■第3項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 四 専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 <第1項の専修学校等に関する事項は、厚生労働大臣の指定した専修学校の設置者及び専修学校の設置者が当該専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。> ■第2項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 ■第3項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 四 専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 <第1項の専修学校等に関する事項は、厚生労働大臣の指定した専修学校の設置者及び専修学校の設置者が当該専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。> □第2項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 □第3項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 2 前項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 □第1項の専修学校等に関する事項は、厚生労働大臣の指定した専修学校の設置者及び専修学校の設置者が当該専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 □第2項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 □第3項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。 2 前項の専修学校等に関する事項は、専修学校の設置者が、専修学校の設置者であるものとして必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事又は都道府県知事から委託を受けた者（以下「委託者」という。）が実施することとする。	【特区提案】 道州制特区推進法に基づき、次のとおり、法令の特例措置を適用する。 ○栄養士法第2項第1項、第5条の3第4号における「厚生労働大臣」を、北海道においては「北海道知事」に読み替える。 ○栄養士法施行令第9条、第12条第2項（第9条の準用）における「その（養成）施設」が、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要ない見を付さなければならない。この規定は、北海道知事について適用しない。 ○栄養士法施行令第13条、第14条、第15条における「当該指定養成施設」が、都道府県知事を経由して行わなければならない。この規定は、北海道知事について適用しない。 ○栄養士法施行令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条における「厚生労働大臣」が「厚生労働大臣」の場合、または、「文部科学大臣及び厚生労働大臣」の場合、北海道においては、「厚生労働大臣」の文言を「北海道知事」に読み替える。 《参考》 ※栄養士法施行令第19条（主務大臣等） この政令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。 一 法第2条第1項の規定による養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣 主務大臣 二 法第4条の3第4号の規定による学校である管理栄養士養成施設及び文部科学大臣及び厚生労働大臣が管理栄養士養成施設を指定する事項 文部科学大臣 厚生労働大臣 三 法第5条の3第4号の規定による学校以外の管理栄養士養成施設を指定する事項 厚生労働大臣 二 この政令における主務大臣は、前項各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

栄養士及び管理栄養士の養成状況について

1 資格要件について

	栄養士	管理栄養士
免許	都道府県知事免許	厚生労働大臣免許
要件	栄養士養成施設で必要な知識及び技能を習得した者	管理栄養士国家試験に合格した者 【受験資格】 ・栄養士養成施設を卒業した栄養士で所定の実務経験を積んだ者 ・管理栄養士養成施設を卒業した栄養士

2 業務状況について

主な業務内容	従事する施設の例	備 考
傷病者に対する栄養指導	病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	管理栄養士による個別栄養管理が実施された場合に診療報酬や介護保険等の加算有り。
健康保持増進のための栄養指導	保健センター、保健所、学校、保育所、事業所等	特定健診保健指導計画立案者は、管理栄養士等とされている。
給食施設等の栄養・給食管理	学校、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等	特別な栄養管理が必要な一定規模を超える給食施設には、管理栄養士の配置義務有り。

3 配置の状況

施設種別	施設数	栄養士	管理栄養士	健康増進法
学校	529	300	290	○1回100食または1日250食以上を提供する場合には、栄養士または管理栄養士を配置する努力規定 ○特別な栄養管理が必要な給食施設には管理栄養士の配置を規定
病院	587	1,148	737	
介護老人保健施設	175	197	119	
老人福祉施設	426	294	333	
児童福祉施設	359	106	281	
社会福祉施設	208	66	214	
事業所	47	16	45	
寄宿舍	31	11	23	
矯正施設	6	5	1	
自衛隊	35	29	12	
一般給食センター	4	1	6	
その他	22	6	22	
合計	2,429	2,179	2,083	

- ・管理栄養士必置指定施設配置率は100%（104施設）、
 栄養士・管理栄養士の努力規定のある給食施設の配置は、76.4%（1,836施設）

4 養成施設の指定基準について

別紙のとおり、教育内容や教員等に関する指定基準が国から詳細に示されている。

5 養成の状況

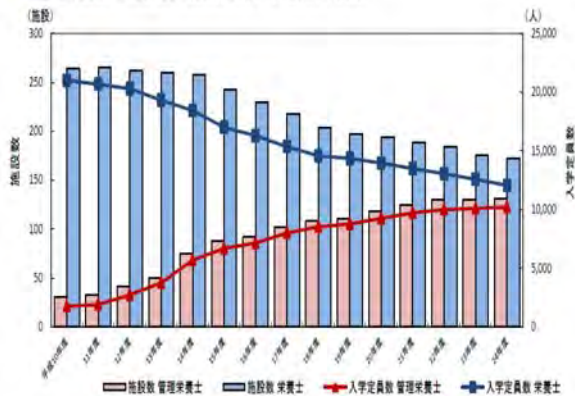
道内には、平成 26 年 2 月現在、管理栄養士養成施設が 5 校（定員 395 名）、栄養士養成施設が 10 校（定員 400 名）指定を受けている。全国同様に、平成 12 年の栄養士法一部改正（管理栄養士が登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し）に前後し、栄養士養成施設が減少、管理栄養士養成施設が増加している。

なお、栄養士養成施設では、定員割れの状況が続いている。

【道内養成施設の状況】

区 分	定員・卒業者数等	H20	H21	H22	H23	H24	H25
栄養士養成施設	定員数	400	400	400	400	400	400
	卒業者	371	395	369	396	346	349
	定員充足率	92.8	98.8	92.3	99.0	86.5	87.3
管理栄養士養成施設	定員数	355	355	395	395	395	395
	卒業者	375	361	402	411	374	386
	定員充足率	105.6	101.7	101.8	104.1	94.7	97.7

◆ 管理栄養士・栄養士養成施設数及び入学定員数の変化



【資料】全国栄養士養成施設協会「管理栄養士・栄養士養成施設一覧」

（参考）

栄養士法公布（昭和 22 年）栄養士資格の法制化

栄養士法一部改正（昭和 37 年）管理栄養士資格を新設（登録制）

栄養士法一部改正（平成 12 年）登録制から免許制に変更、国家試験受験資格の見直し

6 移譲によって見込まれる業務

	栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
指定数	10 校	5 校
指導・監督	2 校（年）	1 校（年）
内容変更の承認	6 件（H24）	2 件（H24）
法定届出	年 1 回	年 1 回

栄養士及び管理栄養士養成施設指定基準について

栄養士養成施設	管理栄養士養成施設
<p>(教育内容に関する事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の内容は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条)の学校をいう。以下同じ。)にあっては別表第二、それ以外の施設にあっては別表第二に定めるもの以上であること。 (教員要件等に関する事項) 2 長は、養成施設の管理の適任者で、栄養士の養成に適當であると認められるものであること。 3 別表第一又は別表第二に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下次号及び第六号から第八号までにおいて同じ。)の数は、学校以外の施設にあっては九人以上であること。 4 社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。 5 別表第一に掲げる教育内容を担当する専任の助手の数は、三人以上であり、そのうち二人以上は管理栄養士であること。 6 別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科 目を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後五年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。 7 人体の構造と機能を担当する教員のうち一人以上は、医師であること。 	<p>(教育内容に関する事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。 (教員要件等に関する事項) 2 別表第四に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第四に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下この号、次号、第四号、第六号及び第七号において同じ。)の数は養成施設の入学定員に同じそれぞれ別表第五に定める数以上であり、並びにそのうち別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容を担当する専任の教員の数は十人以上であること。 3 別表第四専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。 4 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。 5 専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第四専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。 6 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。 7 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

管理栄養士養成施設	栄養士養成施設
<p>(施設及び設備に関する事項)</p> <p>8 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。</p> <p>9 前号の施設の数は、生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。</p> <p>10 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。</p> <p>11 施設の配置及び構造は、第九号に定めるもののほか教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>12 別表第六の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。</p> <p>13 別表第四専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容に関する五千冊以上の図書及び二十種以上の学術雑誌が備えられていること。</p> <p>14 当該指定に係る施設以外の適当な施設を臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習施設として利用できること。</p>	<p>8 栄養の指導及び給食の運営を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。</p> <p>9 別表第一に掲げる教育内容を担当する助手は、大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者であること。</p> <p>(施設及び設備に関する事項)</p> <p>10 同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね四十人であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでない。</p> <p>11 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに給食実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。</p> <p>12 前号の施設の数は、学生又は生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ、必要な数以上であること。</p> <p>13 更衣室、図書室、医務室及び運動場を有すること。</p> <p>14 施設の配置及び構造は、第十二号に定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。</p> <p>15 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。</p> <p>16 給食実習室（実習食堂を備えるものに限る。）には、別表第三に掲げる機械及び器具が教育上必要な数以上備えられていること。</p> <p>17 別表第一に掲げる教育内容に関する二千冊以上の図書及び五種以上の学術雑誌が備えられていること。</p> <p>18 当該指定に係る施設以外の適当な施設を給食の運営の実習施設として利用できること。</p> <p>19 経営の方法が適切かつ確実であること。</p>

別表第一

教育内容	単位数	
	講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	4	
人体の構造と機能	8	4
食品と衛生	6	
栄養と健康	8	
栄養の指導	6	10
給食の運営	4	

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十二年文部省令第二十八号第二十一条第二項の規定の例による）。
- 2 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。
- 3 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。

別表第四

教育内容	単位数	講義又は演習	実験又は実習
基礎分野			
社会・環境と健康	6		
専門基礎分野			
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち 食べ物と健康	14	8	10
基礎栄養学 応用栄養学 栄養教育論 臨床栄養学 公衆栄養学 給食経営管理論 総合演習 臨地実習	2	6	6
専門分野			
給食経営管理論 総合演習 臨地実習	4	4	8
給食経営管理論 総合演習 臨地実習	4	4	2
給食経営管理論 総合演習 臨地実習	2		4

備考

- 1 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。
- 3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門分野の教育内容についての単位をもって代えることができる。
- 4 栄養と健康及び栄養の指導の実験又は実習は、それぞれ一単位以上行う。
- 5 給食の運営は、学内実習及び校外実習をそれぞれ一単位以上行う。

「栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲」関係法令

以下、各関係法令の関係箇所を抜粋。

■栄養士法（昭和二十二年十二月二十九日法律第二百四十五号）

第二条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第五条の三 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者

四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

■栄養士法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十一号）

（養成施設又は管理栄養士養成施設の指定）

第九条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の申請又は法第五条の三第四号の規定による管理栄養士養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。

（養成施設の指定の基準）

第十条 法第二条第一項の規定による養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 入所資格は、法第二条第二項又は第十二条第一項に規定する者であること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容、施設の長の資格、教員の組織、数及び資格、学生又は生徒の定員、同時に授業を行う学生又は生徒の数、施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品並びに施設の経営の方法に関し、それぞれ厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条 法第五条の三第四号の政令で定める基準は、管理栄養士として必要な知識及び技能を修得させるための教育の内容、教員の組織、数及び資格並びに施設の構造設備、機械、器具、図書その他の備品に関し、それぞれ主務省令で定める基準に適合するものであることとする。

（指定養成施設の内容変更）

第十二条 法第二条第一項に規定する養成施設又は法第五条の三第四号に規定する管理栄養士養成施設（以下「指定養成施設」と総称する。）の設置者は、指定養成施設における学生若しくは生徒の定員、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数、修業年限又は教育の内容の変更をしようとするときは、主務大臣の承認を得なければならない。

2 第九条の規定は、前項の承認の申請について準用する。

(届出事項)

第十三条 指定養成施設の設置者は、毎年七月末日までに次に掲げる事項を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

- 一 前年度卒業者の員数
- 二 学生又は生徒の現在員数

(指定養成施設の名称等の変更の届出)

第十四条 指定養成施設の設置者は、指定養成施設の名称又は所在地その他の主務省令で定める事項に変更があったときは、一月以内に、その旨を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第十五条 指定養成施設の設置者は、その指定養成施設を廃止したときは、速やかに、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在学中の学生又は生徒の処置を、当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(指定の取消)

第十六条 主務大臣は、指定養成施設が第十条又は第十一条の規定による基準に適合しなくなつたと認めるときは、これらの規定による指定を取り消すことができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定養成施設の設置者が第十二条第一項の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(主務大臣等)

第十九条 この政令における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

- 一 法第二条第一項の規定による養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣
 - 二 法第五条の三第四号の規定による学校である管理栄養士養成施設の指定に関する事項 文部科学大臣及び厚生労働大臣
 - 三 法第五条の三第四号の規定による学校以外の管理栄養士養成施設の指定に関する事項 厚生労働大臣
- 2 この政令における主務省令は、前項各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。